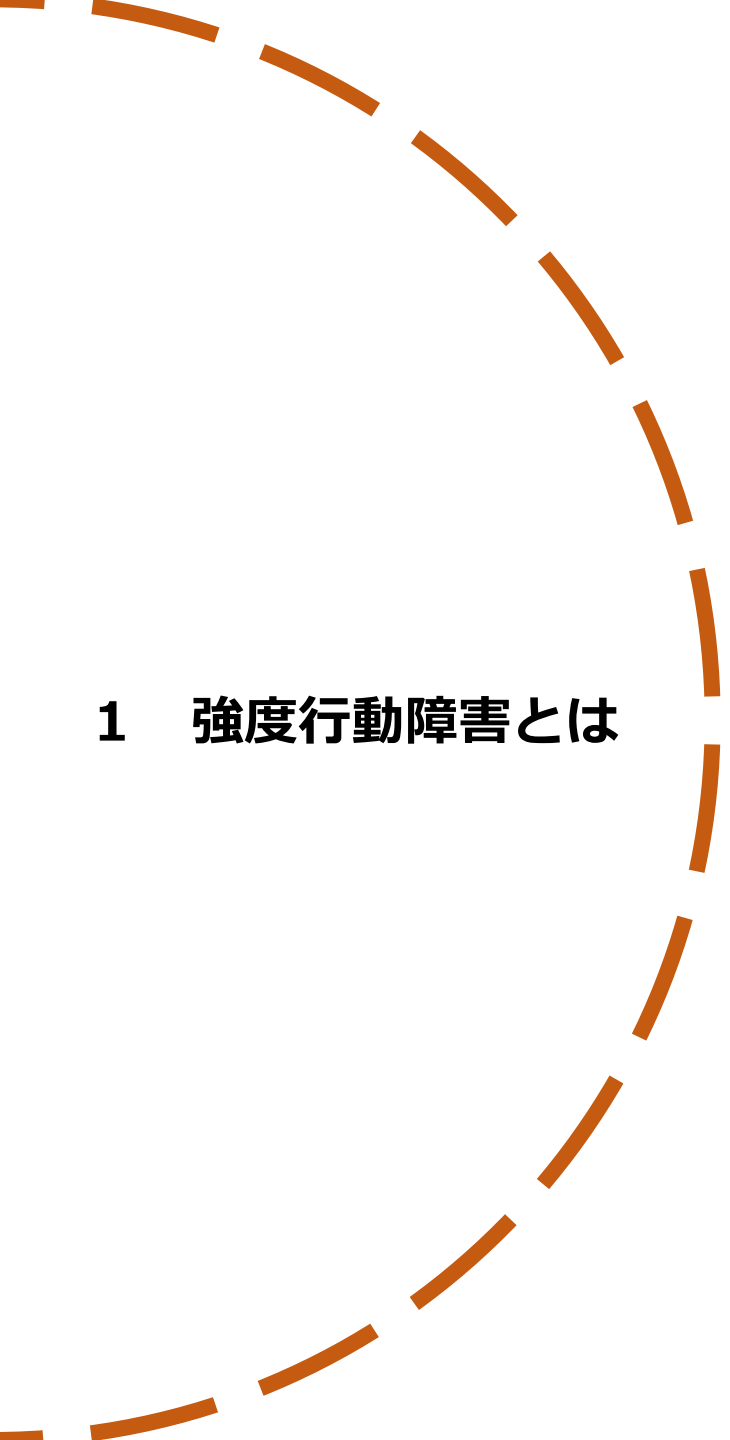


（京都式）
**【新】 広域的支援人材による集中的支援
について**
（旧京都式強度行動障害モデル事業）

目次

- 1 強度行動障害とは
- 2 京都式強度行動障害モデル事業の経過（H29～R6）
- 3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定
- 4 京都式広域的支援人材による集中的支援について
- 5 今後の事業展開の検討（R9～）

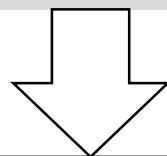


1 強度行動障害とは

- もともとの障害ではなく状態
- なぜ強度行動障害という状態になるか
- 京都府内における強度行動障害がある方の人数

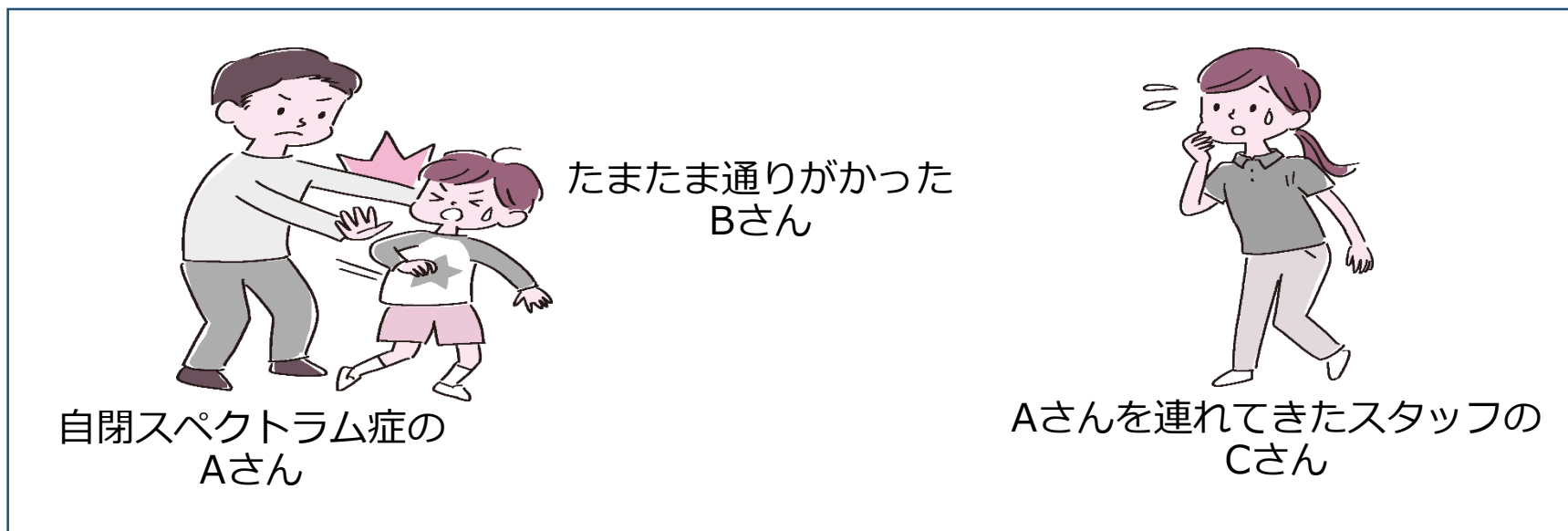
「強度行動障害」とは

自傷、他傷、こだわり、ものの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を意味する用語



- × もともとの障害
- その人の状態のこと

- ・あるショッピングモールでの出来事です。
- ・放課後等デイサービスの活動の一環で、数人の子どもたちと一緒に買い物体験に来ていたAさん。
- ・あるショッピングモールで、たまたま通りかかったBさんを押してしまいました。
- ・困っているのは誰でしょう？



一般的には、「わけのわからないまま押されてしまったBさん」
「Aさんを連れてきたCさん」

と答える人が多いかもしれません。

実は、Aさんも困っています。

なぜなら、ショッピングモールのようなうるさい環境が苦手なほか、
そういった環境にいつまでいなければいけないのか分からないからです。

「うるさくていやだよ～」

「いつまでここにいなければいけないの？」

「はやく帰りたいよ～」

障害により、こういった気持ちを言葉で
上手に伝えることができない

その困り具合を・・・

“目の前に通った子を押す”という行動で表現



だから答えは、「みんな」です

ということを、この研修の受講者には理解して欲しいのです。

Aさんのように、障害からくる苦手さを持つ人たちは、困っています。

障害からくる苦手さ

先の予測をすることが難しい

見えないものの理解が難しい

話し言葉の理解が難しい

抽象的であいまいな表現の理解が難しい

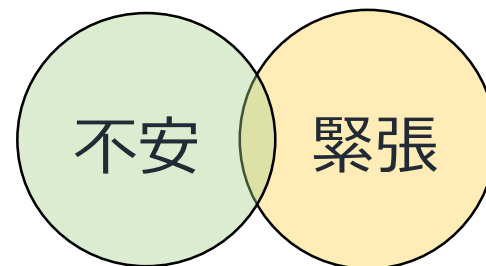
話し言葉で伝えることが難しい

やりとりの量が多いと処理が難しい

少しの違いで大きな不安を感じる

聴覚の過敏や鈍麻がある

⋮



不安や緊張から

逃れたい

不安や緊張を

伝えたい

不安や緊張に

気づいてほしい

でも方法がわからない



気持ちを **行動** で表す

令和4年度強度行動障害支援者養成研修(指導者研修) 資料抜粋



- そのまま、障害からくる苦手さが解消されないと、さらに、激しい行動をとることがあります。



- また、適切な行動を教えてもらう機会がなかったり
- 自分の気持ちを伝えるために激しい行動を取った時、周囲がその行動を止めるために本人が望むままの対応を繰り返していると、「激しい行動をすることで自分の気持ちが伝わる」と理解し、激しい行動が定着してしまうこともあります。

このように、

- ☑ 適切な行動を教えられていない
- ☑ 周囲が誤った対応を繰り返す



行動が激しくなっていく

= 「強度行動障害の状態」

といいます。

1 京都府内における強度行動障害がある方の人数

<ポイント>

- ・強度行動障害がある障害児者は府内に約4,250人（障害支援区分認定調査等で市町村が把握できた人数（推計含む））
- ・中核的人材（後掲）の支援対象となる特に点数の高い方は約750人

強度行動障害実態調査 結果

圏域	①行動関連項目10点～		③児基準20点～	
		②行動関連項目18点～		④児基準30点～
京都・乙訓	2,948	505	6	1
山城北	582	119	1	0
山城南	194	51	3	0
南丹	129	17	4	4
中丹	213	38	1	0
丹後	182	22	2	0
合計	4,248	752	17	5

※調査基準日（R6.4.1）

※市町村によっては基準日がR5.4.1のケースがある

※児童分は点数化がサービス利用上必須でないため把握できなかった市町村もある

行動関連項目

- 障害支援区分認定調査の認定調査項目11項目に医師意見書のてんかんの項目を加えた12項目が行動関連項目とされ、各項目に0～2点の重みづけを行い、24点満点としている。なお、24点中10点以上の者を強度行動障害に係る支援の対象としている。

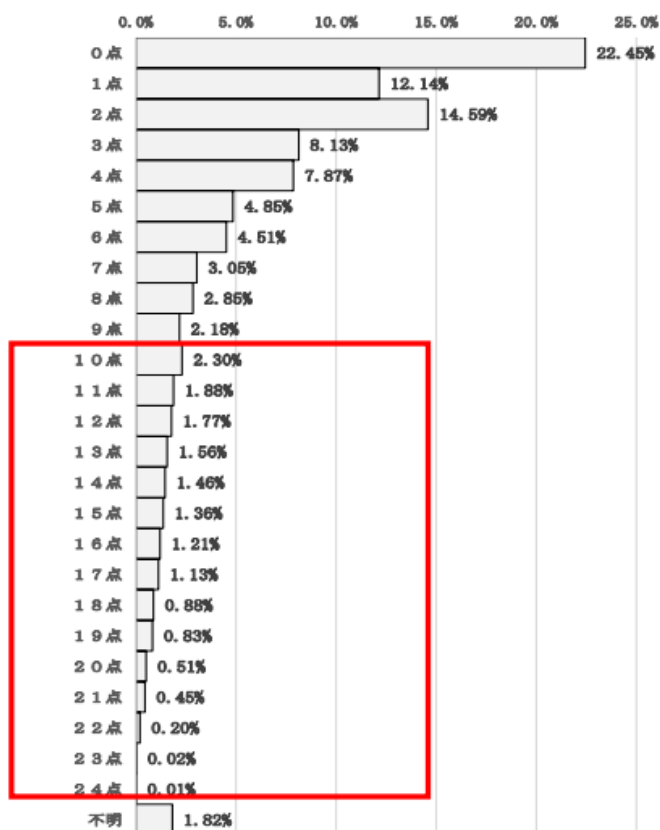
図表 25 行動関連項目

行動関連項目		行動関連項目の選択肢ごとの得点		
		0点	1点	2点
3-3	コミュニケーション	1「日常生活に支障がない」	2「特定の者であればコミュニケーションできる」 3「会話以外の方法でコミュニケーションできる」	4「独自の方法でコミュニケーションできる」 5「コミュニケーションできない」のいずれか
3-4	説明の理解	1「理解できる」	2「理解できない」	3「理解できているか判断できない」
4-7	大声・奇声を出す	1「支援が不要」 2「希に支援が必要」 3「月に1回以上の支援が必要」のいずれか	4「週に1回以上の支援が必要」	5「ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要」
4-16	異食行動	4-7と同様		
4-19	多動・行動停止			
4-20	不安定な行動			
4-21	自らを傷つける行為			
4-22	他人を傷つける行為			
4-23	不適切な行為			
4-24	突発的な行動			
4-25	過食・反すう			
—	てんかん			

行動関連項目得点分布

- 1年間に障害支援区分認定調査を受けた267,569件分のデータのうち、行動関連項目の合計点が10点以上は約15%であり、20点以上の人は約1.2%であった。

図表26 行動関連項目 得点分布 (n=267,569件)



【調査の概要】

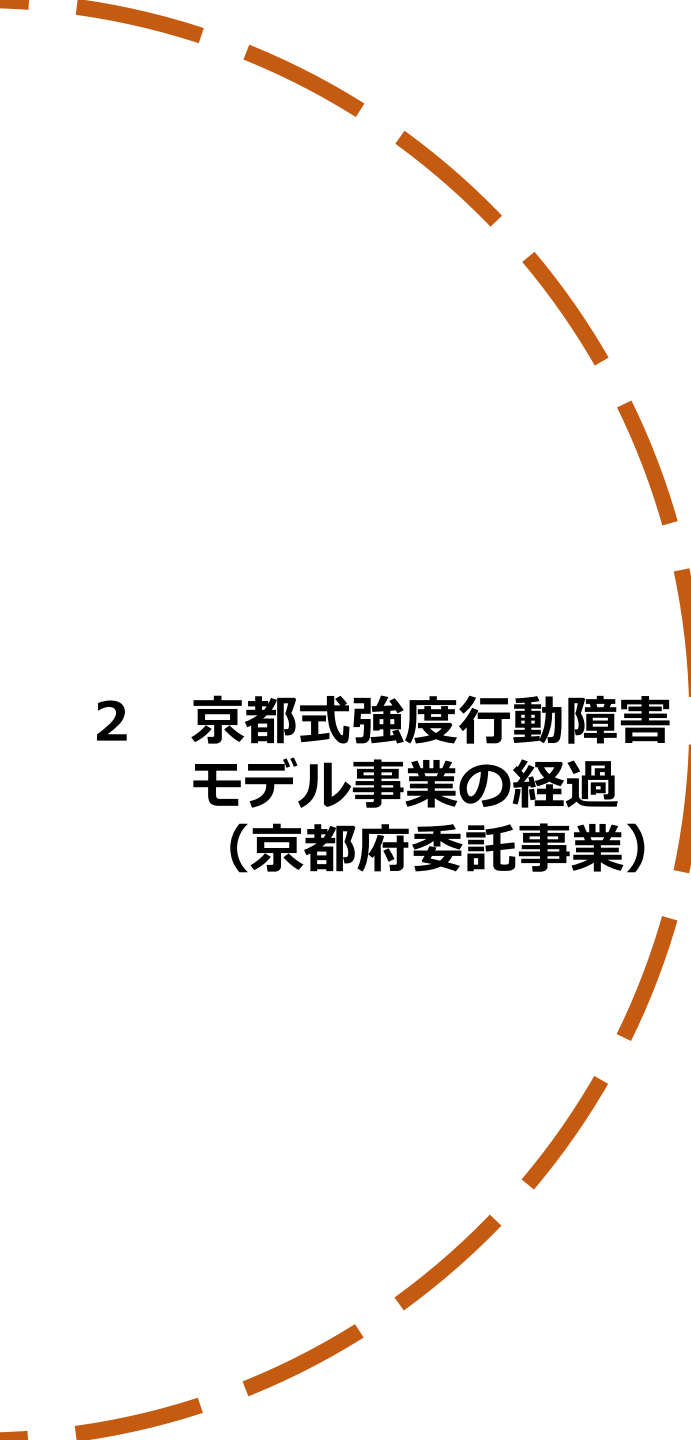
令和3年度障害者総合福祉推進事業

「強度行動障害児者の実態把握等に関する調査」

実施主体：PwCコンサルティング合同会社

調査目的：国内における強度行動障害者（児）及びその支援状況の全体像を全国的に明らかにした調査研究は数少ないという現状を踏まえ、本事業では、強度行動障害者（児）の国内の人数や、障害福祉サービス等に繋がっていない、または障害福祉サービス等に繋がっていてもニーズが満たされていない強度行動障害者（児）の人数や状況、その家族や支援者の困難さや負担が大きい状況について明らかにすることを目的として実施

調査内容：(1) 障害支援区分認定調査結果のデータ等による強度行動障害者（児）数推計
(2) 自治体質問紙調査
(3) 事業所ヒアリング調査
(4) 家族ヒアリング調査



2 京都式強度行動障害 モデル事業の経過 (京都府委託事業)

- (1) 事業の目的と内容**
- (2) 支援者数と成果**
- (3) 国の制度へ昇華**

2 - (1) 京都式強度行動障害モデル事業の目的と内容①

<背景>

- 支援者は強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）により一定の知識を習得することが可能
- 強度行動障害は個々の障害特性と環境要因が複雑にからみあった結果の状態であり、**座学のみでは**分析と対応方策の検討が**難しい**ケースがある
- 対応が難しいケースは障害福祉サービスの利用が**制限される**可能性がある

<事業内容（＝コンサルテーション）>

- 京都府が専門性のある法人に業務委託
- 現在の支援事業所からの情報提供をもとに、支援内容に対して助言

※支援先の例：入所系、通所系、訪問・相談系、特別支援学校、病院（入院中）等

- （必要に応じて）本人に一定期間、事業実施法人の**短期入所等**を臨機応変に活用していただき、本来の力をアセスメントし、現在の支援事業所へ助言

※サービス利用例：短期入所、生活介護

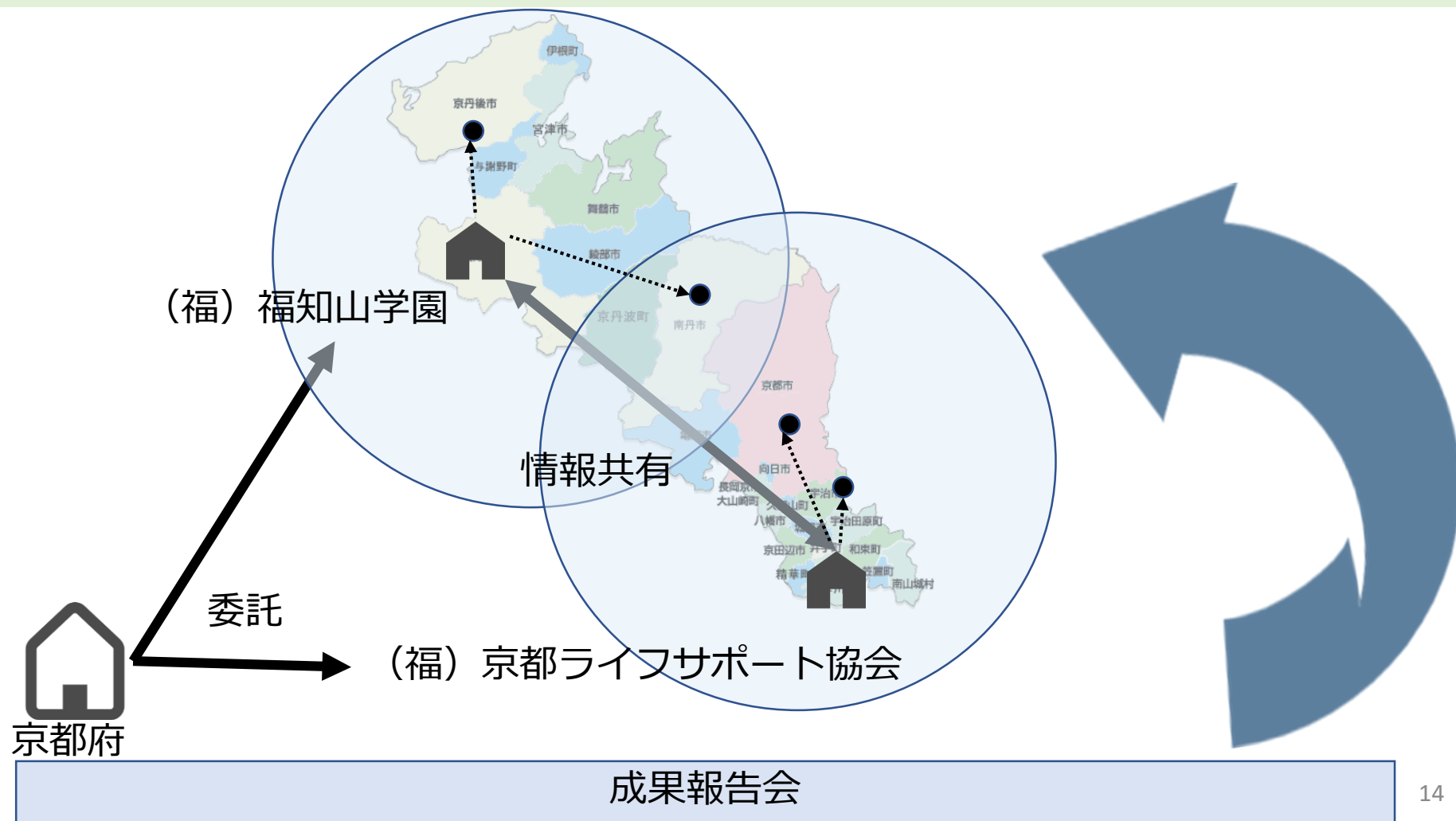
⇒課題とされる行動が軽減できる支援のあり方を見出す

⇒一人一人が自尊心を取り戻し、生活の主体者として自己選択・自己決定ができるという自信と希望をもってもらう

2 - (1) 京都式強度行動障害モデル事業の目的と内容②

<ポイント>

- ・（福）京都ライフサポート協会及び（福）福知山学園に委託
- ・ 2法人は府が開催する協議の場等を通じて適宜情報共有しコンサルテーション方針を均一化
- ・ 成果報告会により個々の支援結果（点）を地域へ還元（面）



2 - (2) 京都式強度行動障害モデル事業の支援者数と成果①

＜支援者数＞

年 度	29	30	1	2	3	4	5	6
応募者数	16	20	10	5	9	14	12	—
決定者数 (北部・南部)	3	6	6	2	4	14	10	—
支援実績	3	6	5	2	4	13	10	—

＜事業の成果＞

- ・ アセスメントシートや支援手順書を作成し行動障害が軽減
- ・ 現在の支援方法が最適だということを第三者的視点で確認
- ・ アセスメント結果等を参考にグループホーム等を新たに利用

×ケースワークをする事業ではない

×対応が難しい方のレスパイトをする事業ではない

×事業実施法人の入所につなげる事業ではない

△主に知的障害や発達障害に起因して強度行動障害の状態となっている方に関する支援の助言を行っており、精神疾患がベースで服薬調整等の医療的措置の検討が主なケースの対応は単発の相談で対応

2 - (2) 京都式強度行動障害モデル事業の支援者数と成果②

<事業フロー>

- ① 例年5月頃に市町村に対して募集（府→市町村）
- ② 市町村は対象者を取りまとめて報告（市町村→府）
- ③ 京都府・委託先法人で対象者の状況を確認し適宜面談（府等→市町村等）
- ④ 対象者の決定（府→市町村）
- ⑤ サービス利用調整（委託先法人←→地域の関係機関等）
- ⑥ 支援実施（委託先法人→対象者等）
- ⑦ 支援状況の共有（委託先法人→地域の関係機関等）
- ⑧ 後方支援（フォローアップ）（委託先法人→地域の関係機関等）

【重要】市町村が地域の困難事例を把握されていることが前提

2 - (3) 京都式強度行動障害モデル事業の国の制度へ昇華①

<強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会 (R5.3.30) >

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる・構造化の意味を説明できる・機能的アセスメントが実施できる
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる・特性を活かした支援を提案できる 等
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。
【求められるスキル】・地域の事業所を支え対応力を強化する・地域の支援体制づくりを牽引する・支援マネジメント、組織マネジメント 等
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい・一人一人の特性に合わせやすい・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上することが必要。
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

2 - (3) 京都式強度行動障害モデル事業の国の制度へ昇華②

<強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会（R5.3.30）>

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
 - ①**広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法を整理を共に行い環境調整を進めていく方策**
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
 - ②**グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策**
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

5. こども期からの予防的支援・教育との連携

- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

6. 医療との連携体制の構築

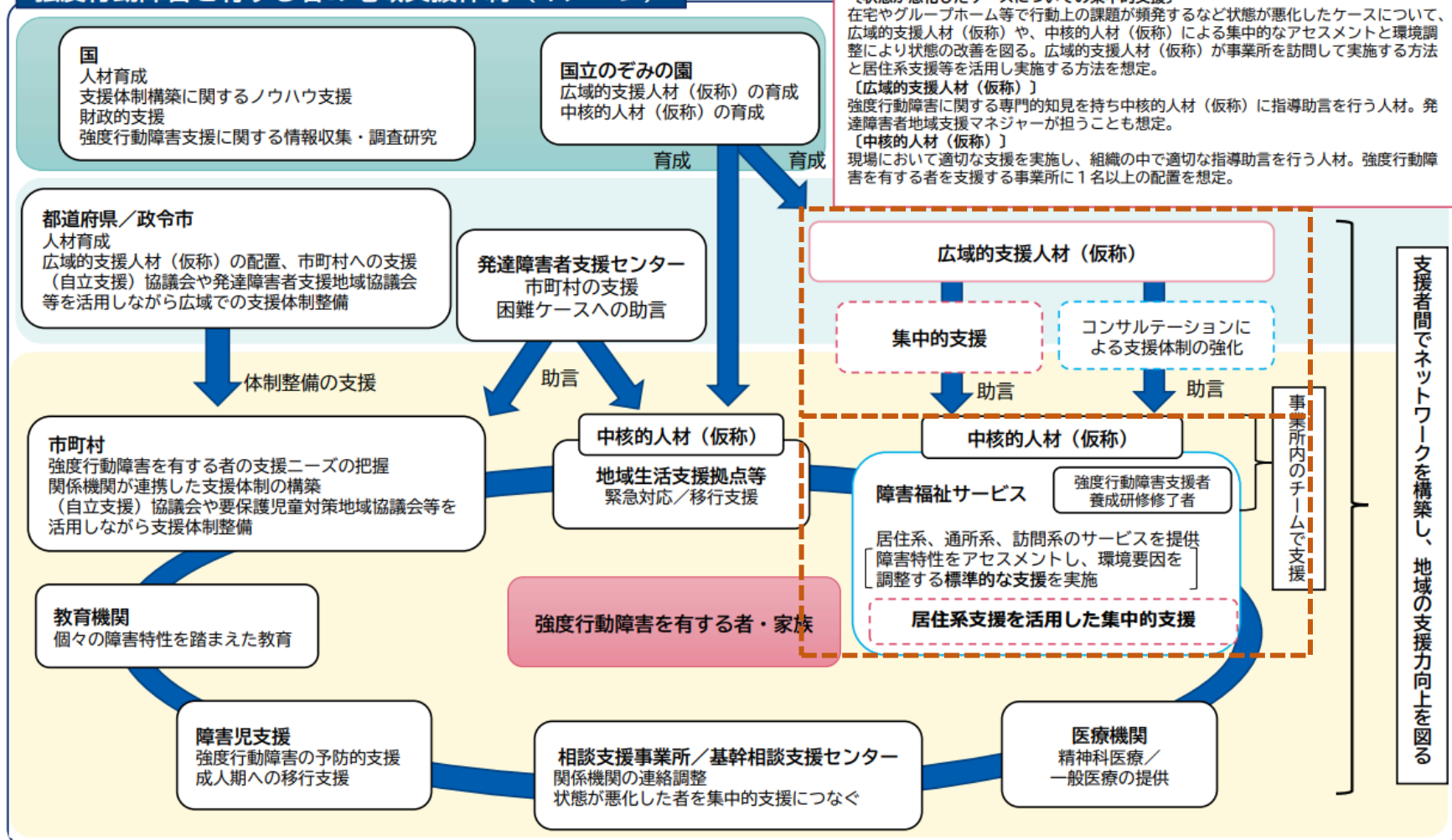
- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

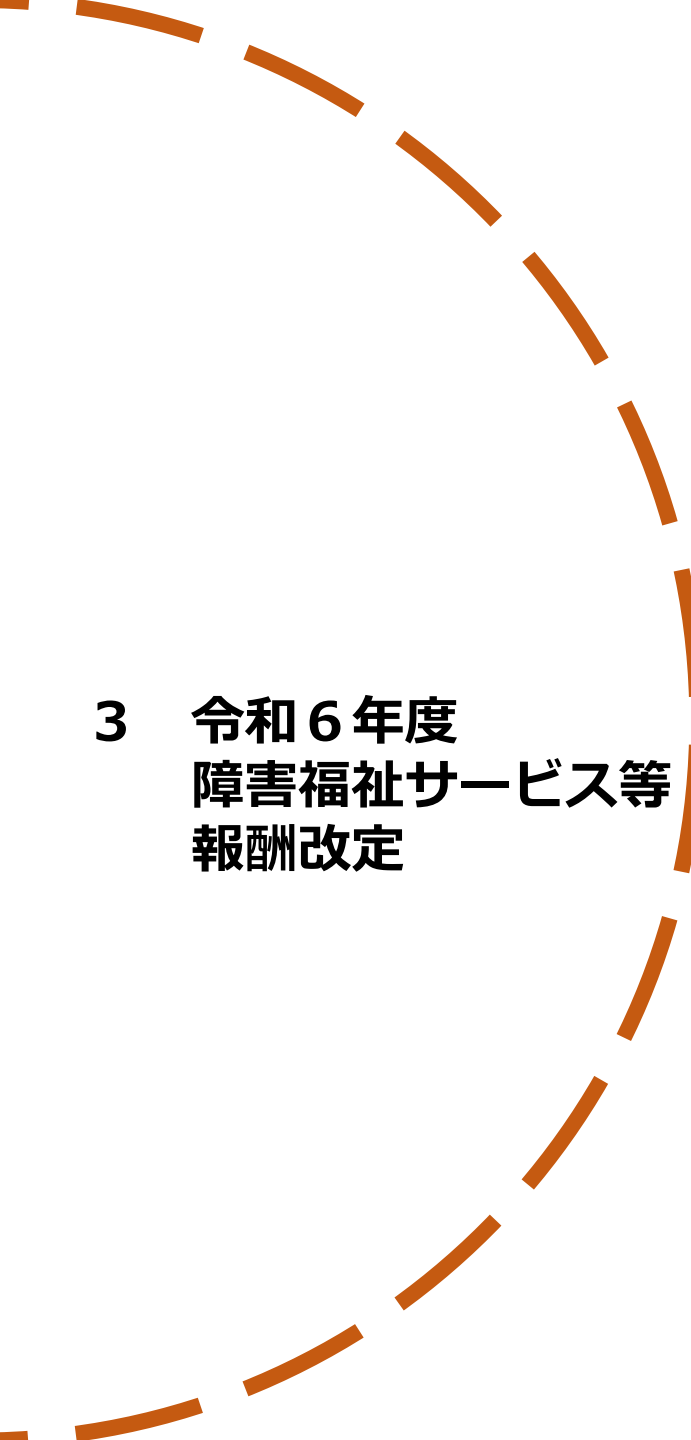
2 - (3) 京都市強度行動障害モデル事業の国の制度へ昇華③

<強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会（R5.3.30）>

強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）





3 令和6年度 障害福祉サービス等 報酬改定

- (1) 重度障害者支援加算(Ⅱ)(Ⅲ)
- (2) 集中的支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)の創設
- (3) 国制度のフローと調整事項

3 - (1) 令和6年度報酬改定 重度障害者支援加算 (Ⅱ) (Ⅲ)

<ポイント>

- ・強度行動障害がある方への支援を評価する加算を一部改正（生活介護・施設入所支援・共同生活援助・短期入所）
- ・加算算定要件の変更（生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置 等）
- ・支援区分6の場合に加算単位数が増加（180単位／日→360単位／日）（Ⅱ）＝区分6、（Ⅲ）＝区分4 or 5
- ・事業所に『中核的人材』を配置して一定の支援を行った場合の加算が新設（要研修受講・R9～都道府県研修）

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。
- （現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に対応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【重度障害者支援加算（共通）】

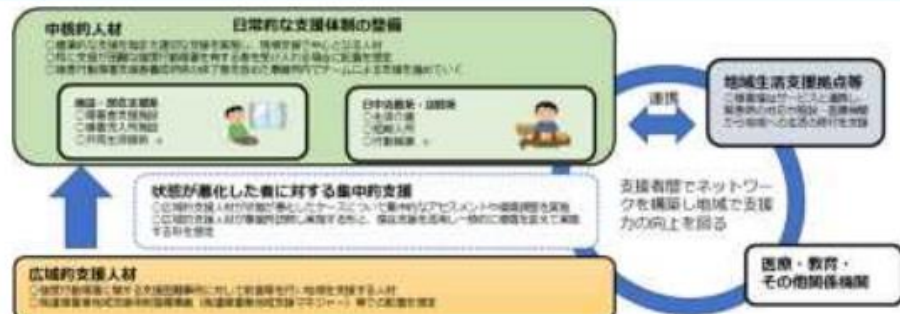
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れて中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位／回（月に4回を限度）
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位／日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

3 - (2) 令和6年度報酬改定 集中的支援加算 (I) (II) の創設

<ポイント>

- ①都道府県または指定都市が選定する『広域的支援人材』が強度行動障害がある方を支援してる事業所へ訪問等によりコンサルテーション（集中的支援）を実施。
 - ②支援を受けた事業所に加算（集中的支援加算（I）1,000単位／回）が発生
 - ③加算は広域的支援人材に支払う
 - ③'都道府県または指定都市は別途『居住支援活用型の集中的支援を実施する施設』を事前登録し、広域的支援人材が必要とした際は当該施設（入所系）でアセスメントを実施（集中的支援加算（II）500単位／日が発生）
- 「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こ支障第75号・障障発 0319 第1号 こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。

強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

集中的支援加算（I）

対象サービス：療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
※訪問系・相談系は対象外

集中的支援加算（II）

対象サービス：短期入所、施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設

②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

【新設】集中的支援加算

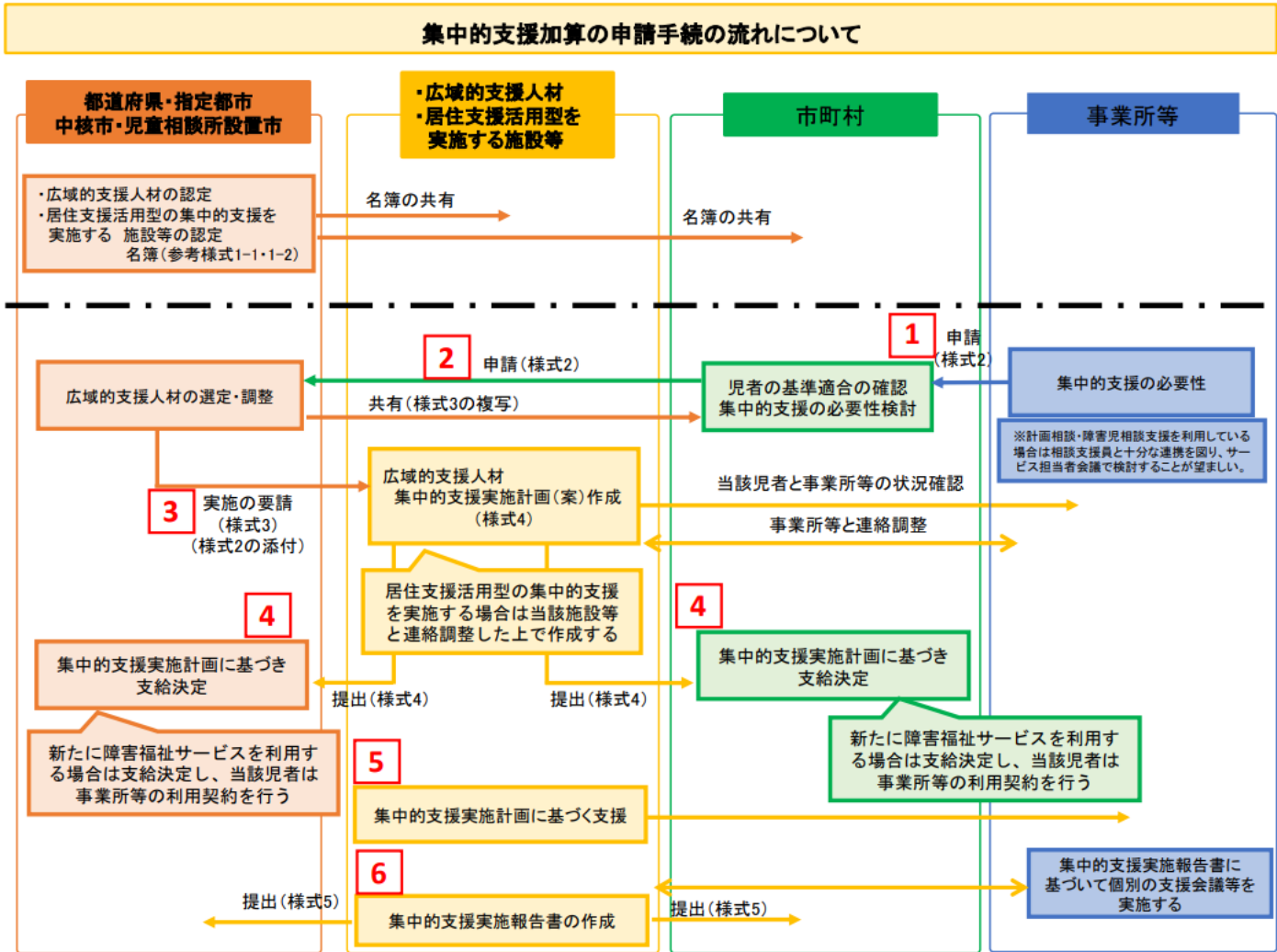
- ・広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位／回（月に4回を限度）
- ・状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位／日

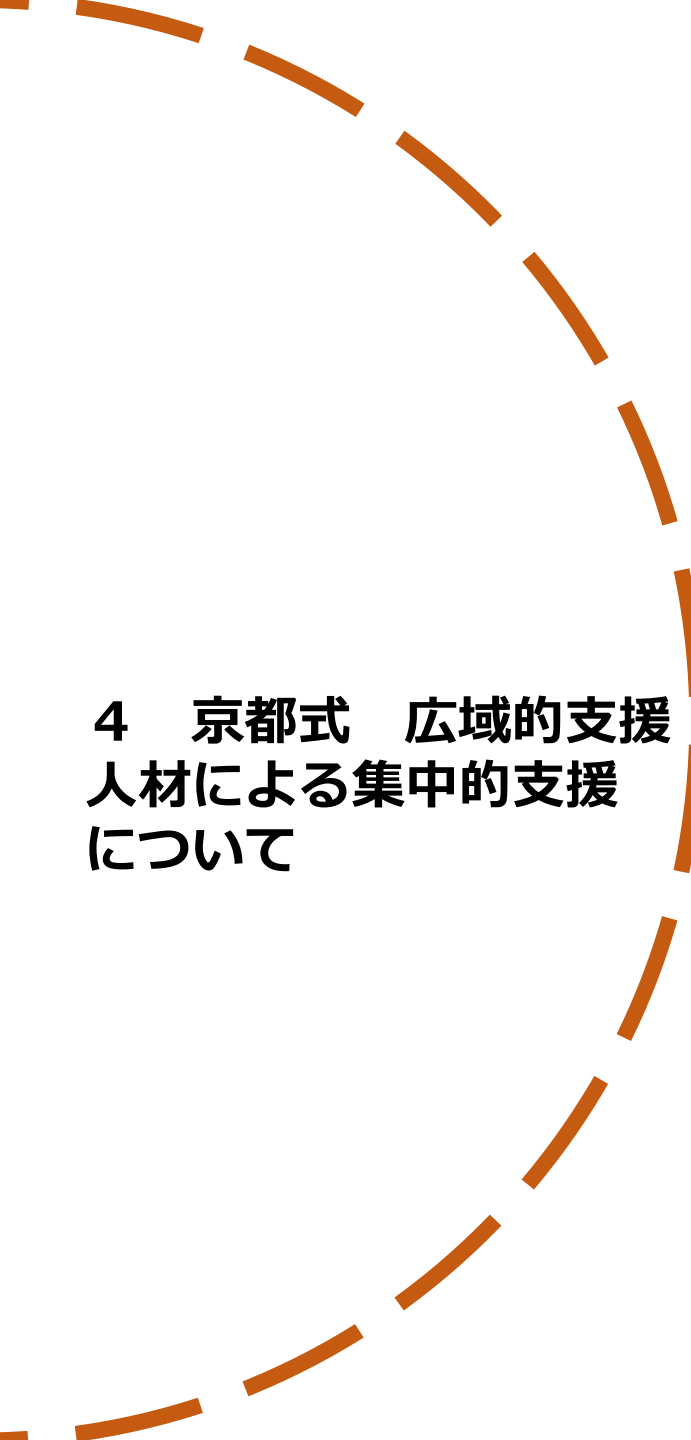


3 - (3) 令和6年度報酬改定 国制度のフローと調整事項

<フローのポイント>

- ①支援の必要性を感じた事業所は市町村を通じて都道府県へ依頼
- ②都道府県は広域的支援人材に支援を依頼
- ③広域的支援人材は支援計画を元に支援を行い、その結果を事業所へ共有する





4 京都式 広域的支援 人材による集中的支援 について

- (1) 制度のフロー
- (2) 各種様式

4 - (1) 京都市 広域的支援人材による集中的支援 制度のフロー①

<助言を受けたい障害児者の支給決定が京都市>

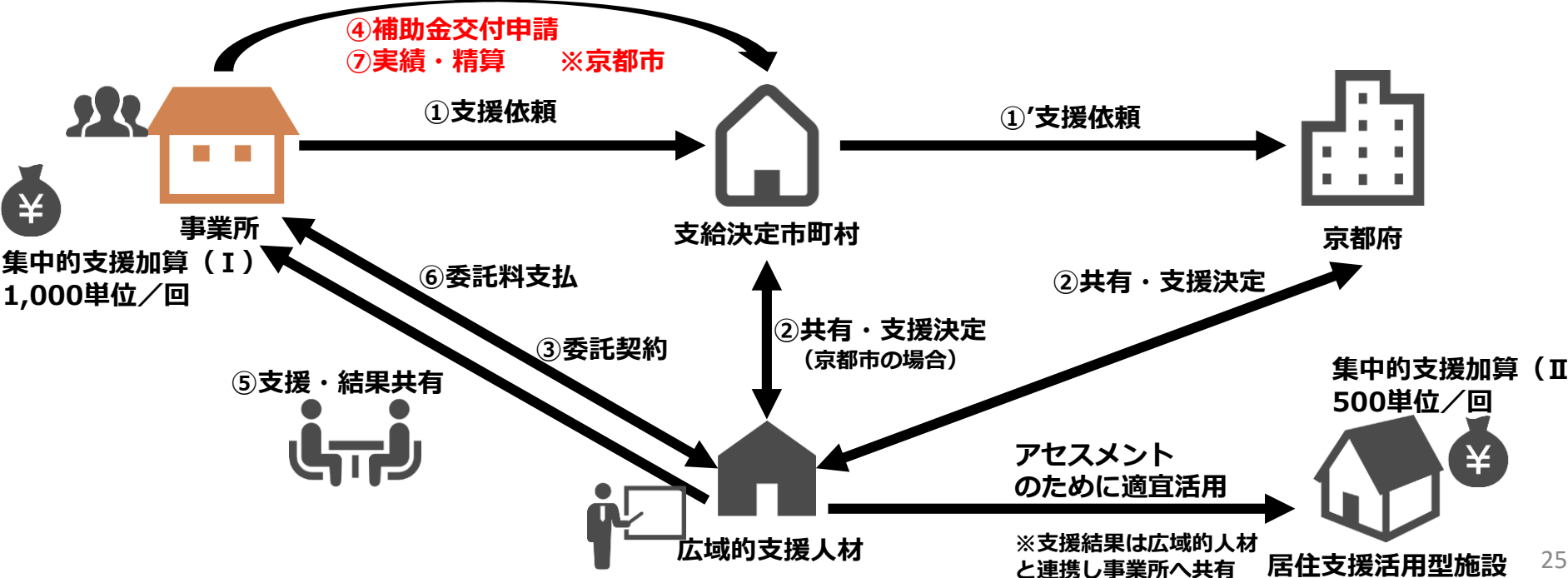
- ①支援の必要性を感じた**事業所**は京都市へ依頼
- ②京都市は広域的支援人材と共有し支援要否を検討の上支援を決定
- ③**事業所**は広域的支援人材（法人）と業務委託契約を締結【新】
4万円／回程度×12回程度＝48万円程度
- ④**事業所**は京都市へ補助金交付申請（任意）【新】
- ⑤広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有
- ⑥**事業所**は広域的支援人材に委託料を支払【新】
- ⑦**事業所**は京都市へ補助金実績報告・精算払（任意）【新】

- ⑦-1 京都府・京都市は同一の広域的支援人材を事前に選定
- ⑦-2 “ 居住支援活用型施設 ”

<助言を受けたい障害児者の支給決定が京都市以外>

- ①支援の必要性を感じた**事業所**は支給決定市町村へ依頼
- ①'市町村は京都府へ依頼
- ②京都府は広域的支援人材と共有し支援要否を検討の上支援を決定
- ③**事業所**は広域的支援人材（法人）と業務委託契約を締結【新】
1万円／回程度×12回程度＝12万円程度
※京都府は別途広域的支援人材（法人）に支援を業務委託
- ⑤広域的支援人材は支援を行い、その結果を事業所へ共有
- ⑥**事業所**は広域的支援人材に委託料を支払【新】

※居住支援活用型施設…広域的支援人材が必要と認めた場合アセスメントのために受け入れ支援を実施



4 - (1) 京都市 広域的支援人材による集中的支援 制度のフロー②

＜広域的支援人材名簿＞

- ・令和7年度以降は以下4法人が連携し府内全域の支援を担う（京都府・京都市は同一人材を選定）
- ・どの依頼をどの広域的支援人材が支援するかは京都府・京都市・各広域的支援人材が協議して決定

＜集中的支援加算（Ⅰ）の対象外サービス＞

- ・市町村から相談があった場合、適宜単発相談に応じる（京都府委託事業）

＜3か月を超える期間の支援＞

- ・当初計画における実施報告書を事業所及び市町村に共有
- ・追加で支援が必要な場合は新たに集中的支援実施計画を作成し追加で支援実施（当初から通算12回以内は事業所負担なし）

広域的支援人材の登録名簿

自治体名 【 京都府 】
作成日 令和7年5月2日

作成日 令和7年5月2日

国要件

望ましい※②③の場合

現在

No.	氏 名	所 属		該当要件			国要件に対する考え方	指導者養成研修	中核的人材研修	他事業所への助言経験	府講師経験	登録年・月
		法 人	事 業 所	①	②	③						
1	濱村 怜	(福)京都ライフサポート協会	横手通り43番地「庵」			○	H29から京都府委託事業「京都市強度行動障害モデル事業」で事業所に対するコンサルテーションに従事していることから、【③強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者】に該当※H27強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)、R6中核的人材養成研修(サブトレーナーとして受講)を修了	H27	R6	○	○	令和7年5月
2	氷上 賢一	(福)福知山学園	サポートセンター			○	H29から京都府委託事業「京都市強度行動障害モデル事業」で事業所に対するコンサルテーションに従事していることから、【③強度行動障害を有する児者への支援に知見を有する者】に該当※H27強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)、R6中核的人材養成研修を修了	H27	R6	○	○	令和7年5月
3	西田 武志	(福)南山城学園	障害者支援施設翼	○			R7中核的人材養成研修の講師(トレーナー)であることから、【①中核的人材養成研修の講師等(ディレクター・トレーナー)である者】に該当※H27強度行動障害支援者養成研修(指導者研修)、R6中核的人材養成研修を修了	H28	R6	○	○	令和7年5月
4	松尾 浩久	(福)菊鈴会	HEROES	○			R5中核的人材養成研修の講師(トレーナー)であることから、【①中核的人材養成研修の講師等(ディレクター・トレーナー)である者】に該当※H20行動援護従業者養成研修(国研修)を修了	H20	R6	○	○	令和7年5月

4 - (1) 京都市 広域的支援人材による集中的支援 制度のフロー③

＜居住支援活用型施設＞

・短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、障害児入所施設で、広域的支援人材と連携し、集中的な支援（アセスメント）を行う施設として、京都府・京都市が同一施設を選定

＜集中的支援加算（Ⅱ）＞500単位／日

- ・当該サービスの報酬に加え3月以内の期間について、1日につき500単位を加算。
- ・加算額はアセスメントを行う体制整備に充当されることから居住支援活用型施設の収入となる。

＜広域的支援人材との連携体制＞

- ・各広域的支援人材は状況に応じてそれぞれの施設と連携を取ることができる。

居住支援活用型の集中的支援を実施する施設等の登録名簿
 重度障害者支援加算算定事業所（令和6年4月1日時点）

＜施設入所支援＞重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ ※いずれかを満たすこと

事業所番号	事業所名	事業所所在地	法人名	研修講師	コンサルテーション
12611400157	横手通り43番地「庵」	木津川市	社会福祉法人京都ライフサポート協会	○	
22612600078	あまだ翠光園	福知山市	社会福祉法人福知山学園	○	
32612800280	障害者支援施設 翼	城陽市	社会福祉法人 南山城学園	○	

＜共同生活援助＞重度障害者支援加算（Ⅰ）または（Ⅱ）算定の体制あり ※いずれかを満たすこと

事業所番号	事業所名	事業所所在地	法人名	研修講師	コンサルテーション
42620581732	あん' ず若杉	京都市南区	社会福祉法人京都ライフサポート協会		○

＜短期入所＞重度障害者支援加算（Ⅰ）または（Ⅱ）算定の体制あり ※いずれかを満たすこと

事業所番号	事業所名	事業所所在地	法人名	研修講師	コンサルテーション
52610581767	若杉ホーム	京都市南区	社会福祉法人京都ライフサポート協会		○
62611400215	横手通り43番地「庵」	木津川市	社会福祉法人京都ライフサポート協会	○	
72612600078	あまだ翠光園	福知山市	社会福祉法人福知山学園	○	
82612800181	知的障害者短期入所事業 翼	城陽市	社会福祉法人 南山城学園	○	

＜障害児入所＞強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）算定の体制あり ※いずれかを満たすこと

事業所番号	事業所名	事業所所在地	法人名	研修講師	コンサルテーション
なし					



①集中的支援の実施申請書

②基本情報シート

様式 2：集中的支援の実施申請書

(支給決定自治体) 市町村長 様

集中的支援の実施申請

申請者	法人名 事業所名 管理者名 (氏名) 連絡先 TEL FAX メール
対象児者	氏名 住所
利用事業所等	法人名： 事業所名： 担当者： 連絡先： 事業所住所：
担当の相談支援専門員	連絡先：
集中的支援の開始希望月	
集中的支援を必要とする理由 (概要)	
備考	

* 対象者の受給者証の写しを添付してください。
* 利用事業所等が複数あるときは、欄を追加してご記入ください

=====

京都市知事 西脇 隆俊 様

上記の通り、集中的支援の実施申請書を受理いたしましたので、集中的支援の実施を依頼します。

市町村名 担当者 連絡先

1

基本情報シート(利用希望者用)

別紙 1

作成日： 年 月 日
担当者：

氏 名	(ふりがな)	性別	生年月日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日 (歳)
現住所	〒	電話	自宅 () - 携帯 () -	
住居形態	☐ 持家 ☐ 賃貸アパート・マンション ☐ その他 ()	同居状況	☐ 独居 ☐ 知人宅 () ☐ 家族と同居 ☐ 知人宅 () ☐ その他 ()	
各種制度の 認定情報	☐ 精神保健福祉手帳 () ☐ 療育手帳 () ☐ 身体障害者手帳 () ☐ 障害支援区分 () ☐ IQ () ☐ 身長 () ☐ 体重 ()			
成年後見人 保証人	本人との関係 (類型等)	氏名	連絡先	本人名義の総合補 償保険等加入状況
生活歴・ 職歴				
心身・ 判断能力				

家 族 構 成	氏 名	性別	続柄	年齢	同居別居	備 考
		男・女			同・別	
		男・女			同・別	
		男・女			同・別	
		男・女			同・別	

相談の概要

キーマン

(症状、困っていること)

氏 名

本人と
の関係

(本事業に求めること)

〒

連絡先

電 話： () -

E-Mail： @

(行動関連項目の総点数)

相談支援機関

名 称

担当 ()

(行動関連項目の内容) ※別紙 2「行動関連項目の内
容一覧表」に記入をお願いします

連絡先

電 話： () -

E-Mail： @

(強度行動障害が起こる場面)

備 考

(通院状況と服薬状況)

(本事業に当たって対応可能な関係者)

4 - (1) 京都市 広域的支援人材による集中的支援 各種様式

③広域的支援人材→事業所・市町村：集中的支援実施計画書

④広域的支援人材→都道府県・事業所・市町村：集中的支援実施報告書

参考様式 4：集中的支援実施計画書

(支給決定自治体) の長

集中的支援実施計画 (案)

広域的支援人材
氏 名

①当該児者の基礎情報

氏 名

年 齢

性 別

診 断 名

区 分

その他 手帳の種類・等級

②当該児者の強度行動障害の状態

☐自傷 ☐他害 ☐器物 ☐こだわり (人) ☐こだわり (人以外)

具体例

③身体拘束・行動制限等の状況について

(有 無) *有の場合は要件や理由を記載する。

④当該児童への支援状況

事業所名 (事業種)

支援状況 (役割・利用頻度等)

⑤居住支援活用型の集中的支援を実施する施設等

集中的支援の実施計画 (最長3ヶ月)				
内容	実施 予定日	実施場所	類型	支援計画
アセスメント			☐ 訪問 ☐ 居住	
↓				
現場調整の実施			☐ 訪問 ☐ 居住	
↓				
フォローアップ			☐ 訪問 ☐ 居住	

参考様式 5：集中的支援実施報告書 (様式例)

都道府県等 宛

集中的支援実施報告書

広域的支援人材
氏 名

集中的支援の記録 (月に1回程度に記入する)

① 年 月 日

実施テーマ

☐単調に進んでいる ☐進捗に課題ある ☐未実施

アセスメントや環境調整の実施

② 年 月 日

実施テーマ

☐単調に進んでいる ☐進捗に課題ある ☐未実施

アセスメントや環境調整の実施

③ 年 月 日

実施テーマ

☐単調に進んでいる ☐進捗に課題ある ☐未実施

アセスメントや環境調整の実施

支援方法の整理 ※引継ぎ情報	
基本となる環境調整 (写真の添付や説明)	
場所の工夫 (刺激の整理等)	時間の工夫 (生活の見通し)
方法の工夫	見え方の工夫 (視覚的指示、明瞭さ、整理の方法)
やりとりの工夫 (コミュニケーション)	楽しみに期待をもてる工夫 (動機付け)
本人の変化 (身体拘束の程度、1日のスケジュールなど)	
今後のプランやコメント	

必要に応じて添付

・氷山モデルシート

・特性確認シート

・ストラテジーシート

・強み確認シート

・支援計画シート (支援手順書)

**5 今後の事業展開
の検討（R9～）**

中核的人材養成研修ほか

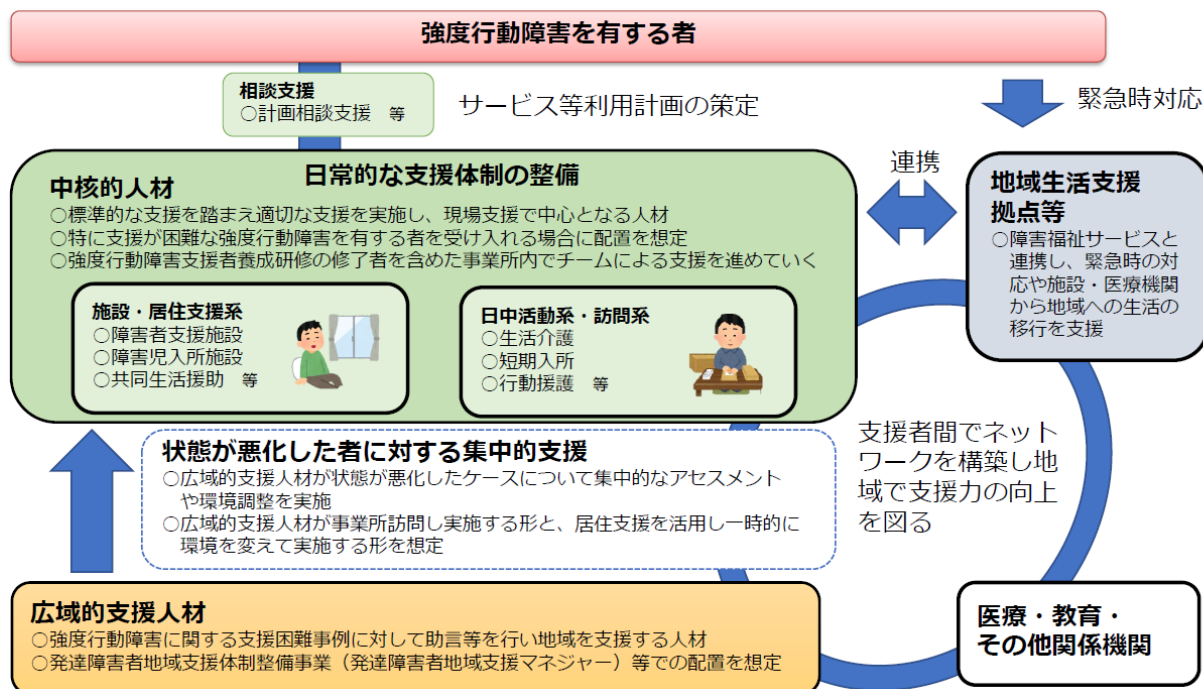
5 今後の事業展開の検討（R9～） 中核的人材養成研修

<ポイント>

- ・ 中核的人材は特に支援が困難な強度行動障害がある方（行動関連項目18点以上等）を支援する想定
- ・ R6から国が少人数を対象に研修を実施し、R9以降、都道府県が実施できるようカリキュラム等が検討中
- ・ R8までの国研修は、制度の安定運営のため、広域的支援人材が所属する法人の職員、研修講師等から養成
- ・ R9以降は研修カリキュラムや対象者の受入事業所数等を踏まえ研修規模や受講者要件を検討

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ（論点1 参考資料②）

- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



おわりに

<ポイント>

- ×強度行動障害がなくなる
- 集中的支援を通じて、支援者や家族が本人の行動特性や行動の背景を理解し、関係機関と連携を深める中で「暮らしの選択肢を広げていくこと」

